

住宅除雪援助事業について

この事業は、住宅等の除雪を自力で行うことが困難な高齢者や要配慮世帯に対して除雪費用の一部を援助します。

◇ 事業内容

1. 援助の対象となる世帯 … 次のいずれかに該当する場合

- ・世帯に属する全ての者が65歳以上である世帯
- ・次のいずれかに該当する障がい者の単身世帯又は当該障がい者のみで構成されている世帯
 - ① 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その等級が1級から4級までに該当
 - ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、その等級が1級に該当
 - ③ 療育手帳の交付を受けた者であって、その等級がAに該当
- ・ひとり親と18歳未満の子（今年度18歳に達する子を含む）又は上記①～③の障がい者に該当する子のみで構成されている世帯

※上記世帯でも次のいずれかに該当する世帯は対象外です

- ・生活保護法による保護を受けている世帯（生活保護費で対応）
- ・市県民税の所得割課税世帯
- ・親族などからこの事業と同等の援助を受けることができる世帯
（旧町単位で同一旧町内に1親等の親族が居住し、除雪作業への直接的な労力の支援や金銭的な支援、日常生活への援助を受けることができると認められる場合など）
- ・世帯員のいずれかが、市内に居住する者により、市県民税等の扶養親族となっている場合
- ・有効期間内において入院又は入所などにより3月以上当該住宅が不在となる世帯
（対象となっても、入院や施設入所等で1か月を超えて不在となる場合は助成の対象外。）

2. 援助の対象となる除雪 … 市内に事業所等を有する除雪事業者又は協力団体に登録し、除雪を実施する個人(除雪実施者)が実施する、次の作業となります

- ・対象世帯が現に居住している住宅の「**人力による屋根雪の除雪**（除雪時の落下雪処理を含む）」
（アングルのある金属屋根や瓦屋根など、雪下ろしが前提となる屋根で、人力による雪下ろしが可能な住宅が援助の対象となります。このため、自然落雪式住宅及び融雪屋根式住宅の場合や、雪下ろしが可能な屋根面積が屋根全体の30%未満の場合は対象となりません。また、車庫や倉庫、空き家などの除雪や、対象世帯に属する全ての世帯員が現に居住しなくなってから1月を経過した後になされた除雪も援助の対象となりません）
- ・対象世帯が現に居住している住宅の「**重機等による排雪処理**」
次のいずれかに該当する場合が援助の対象となります。
 - (1) 屋根雪の除雪による落下場所の道路幅員が、原則として2.75m以上5.5m未満である公道
 - (2) 自然落雪式住宅に対象世帯が現に居住し、かつ、特に排雪が必要と認められる住宅（高床式住宅及び住宅周囲に地下水又は流水等による消雪設備等を有する場合を除く）

3. 有効期間 … 援助を受けることができる期間

- ・認定を受けた日の属する年度の12月1日又は認定を受けた日の翌日からその認定を受けた日の属する年度の3月20日まで

4. 援助金の額

- ・「**屋根雪の除雪**」：人力により行う除雪作業に要する必要最小限度の経費と、当該除雪に要した作業時間の合計（ただし、有効期間内において24時間を上限とする）に市長が別に定める基準単価を乗じて得た額のいずれか低い額
- ・「**重機等による排雪処理**」：重機等により行う除雪作業に要する必要最小限度の経費（ただし、3万円を上限とする）

◇ 申請方法

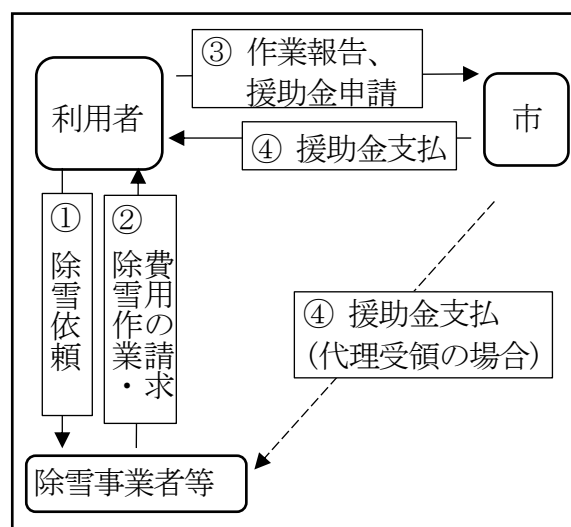
- ・住宅除雪援助事業利用申請書をお住まいの地域の民生委員・児童委員（民生委員・児童委員の意見欄の記載が必要となるため）に提出してください。申請しても、世帯の課税状況等の理由で対象とならない場合があります。審査後、認定の可否を決定し通知を送ります。

◇ 申請にあたっての注意事項

- ・申請書への記名は必須です。認定に際し、世帯構成や課税状況等について調査します。
- ・緊急連絡先は、申請者と連絡が取れない場合、所在等の確認のため使用します。親族が一般的ですが、適任者がいない場合は申請者の状況を把握している人を記載してください。
- ・除雪作業の除雪事業者等は、申請者自身が決める必要があります。継続の場合も引き続き除雪作業の引き受けが可能か、必ず確認してください。また、援助金の受け取りについて、申請者にするか除雪事業者等にするか、その他の条件等も含めて確認のうえ、申請書に記入し、提出してください。

◇ 援助金申請の流れ

- ① 認定を受けた申請者（以下、利用者）は、除雪事業者等に除雪作業を依頼してください。
- ② 利用者は、除雪事業者等から除雪費用の請求書を受け取り、除雪費用を支払ってください。（援助金を除雪事業者等が代理受領する場合は、援助金相当額を除いた額となります）
- ③ 利用者は、除雪費用を支払うとともに、除雪作業実施報告書を市に提出してください。
- ④ 除雪作業実施報告書の内容を確認後、市から利用者の指定口座に援助金を振込みます。（援助金を除雪事業者等が代理受領する場合は、除雪事業者等の指定口座になります）



■ 除雪作業実施報告書受付期間

令和7年12月2日（火）～令和8年3月31日（火）

※除雪作業実施報告書は、概ね1か月毎でまとめてください。

報告書提出の最終期限は、3月31日となります。

※利用者に代わり、除雪事業者等が報告書提出を行うことも可能とします。

こんなときは

● 玄関前に落下した雪の処理

屋根雪の除雪による落下雪の処理も含みますが、玄関前の通路を確保するための生活上必要不可欠な除雪、灯油タンク等の除雪や建物の破損（窓ガラスの破損など）を回避するための除雪など、建物の維持管理上やむを得ない除雪に限ります。

● 重機等を使用した除雪作業

人力により行う除雪作業が前提となっているため、基本的には援助の対象とならず全額自己負担となります。ただし「2. 援助の対象となる除雪」のように、隣家との間隔が狭くやむを得ず道路（車の通行を前提とした公道のみ）に雪を下ろす場合、道路の幅員が2.75m以上5.5m未満の場合に限り、援助の対象となる場合があります。問合せ先まで相談ください。

◇ 受付窓口

福祉課（本庁舎1階）、大和市民センター、塩沢市民センター

◇ 問合せ先

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市役所 福祉課 福祉総務係 電話 773-6667